

# タクシー事業者経営持続化支援補助金 申請の手引き

令和3年4月

釧路市都市経営課

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民の外出自粛などによる移動需要の減少及び、「Go To キャンペーン」の運用見直し等による観光需要の減少により、経営に大きな影響を受けているタクシー事業者に対して、経営持続化につながる経営資源の高度化、利便増進及び利用喚起の取り組みに対して行う支援。

## 2 対象事業者

令和3年4月1日現在、釧路市内に本店（個人事業者は住所）又は営業所（道路運送法に基づく事業計画で定める営業所）を置く法人及び個人タクシー事業者で、今後も事業を継続する意思がある事業者。

## 3 補助対象事業等

経営（運行）に係る、経営資源の高度化、利便増進及び利用喚起などに資する事業に係る経費を補助対象とします。

- ① 高度化事業・・・新型コロナウイルス収束後の経営持続化に資する、決済等に係るシステムの高性能化や環境性能に配慮した機器の導入、業務の効率化等に関する事業
- ② 利便増進事業・・・利用者の待ち時間の短縮や分かりやすい予約方法の導入、多様な決済手段への対応など、利用者の利便性向上を図るサービスの導入に関する事業
- ③ 利用喚起事業・・・新型コロナウイルスの影響により低下した観光需要の回復のため、タクシー利用を促す事業

### （1）補助対象事業例

- ① 高度化事業
  - ・ キャッシュレス決済対応化
    - KAZAPi、JapanTaxi タブレット 等
  - ・ 予約・配車管理システム導入
    - JapanTaxi、GO 等
  - ・ 環境性能に優れた車両等購入
    - 下記表の燃費基準値を満たす車両

表 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLP ガス乗用車に係る JC08 モード又はWLTC モード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上

車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

備考) 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。

- ハイブリッド車、PHEV車、電気自動車
- ※購入した車両の改造に掛かる経費も対象とします。
- ・ ドライブレコーダー設置

## ② 利便増進事業

- ・ キャッシュレス決済対応化（再掲）
- ・ 予約・配車管理システム導入（再掲）
- ・ Wi-Fi 整備
  - タクシー車内のWi-Fi整備（※営業所のWi-Fi整備は対象外）
- ・ ジャンボタクシーの導入
- ・ 多言語対応化
  - 翻訳アプリが搭載された案内用タブレット、ポケットク、i l i（イリィ）の導入等

## ③ 利用喚起事業

- ・ 観光客（貸切）等利用者喚起のための情報発信
  - 観光情報サイト、雑誌等への広告掲載等
  - ホームページの多言語表記化

※システム導入により発生する手数料・通信費等のランニング経費は、各社の負担となります。

※「車両のタイヤ購入」「車両、営業所の抗菌・抗ウイルス対策」「運転席仕切りカーテンの設置」などは補助の対象とはなりません。

※補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとします。

## (2) 補助対象期間等

### ① 交付申請期間

令和3年5月10日（月）～7月30日（金）

### ② 申請内容審査・交付決定期間

申請内容を審査し、確定次第交付決定

### ③ 事業実施期間（補助の対象となる事業実施期間）

令和3年4月1日（木）～令和4年2月10日（木）

※交付決定前に事業着手（契約・発注）し、交付決定とならなかった事業の経費については各社の自己負担となりますのでご注意ください。

### ④ 実績報告期間

事業実施完了後から1か月以内

※実績報告時には必ず、納品、支払、自動車登録等を完了しておいてください。また、割賦による購入など、車両登録時の所有名義人が補助対象事業者と異なる場合は、補助対象になりません。

## (3) 取得財産等の処分の制限について

補助を受けた財産等については、原則一定期間処分することができないことに留意願います。


## 4 補助金の額（予算額 800 万円）

支援対象者	支援額
法人タクシー	・ 事業費の全額を支援 ・ 1 事業者：上限 100 万円
個人タクシー	・ 事業費の全額を支援 ・ 1 事業者：上限 10 万円

※予算額の枠を超える多数の申請があった場合には、申請内容を審査し、優先順位により交付決定を行います。

## 5 審査基準

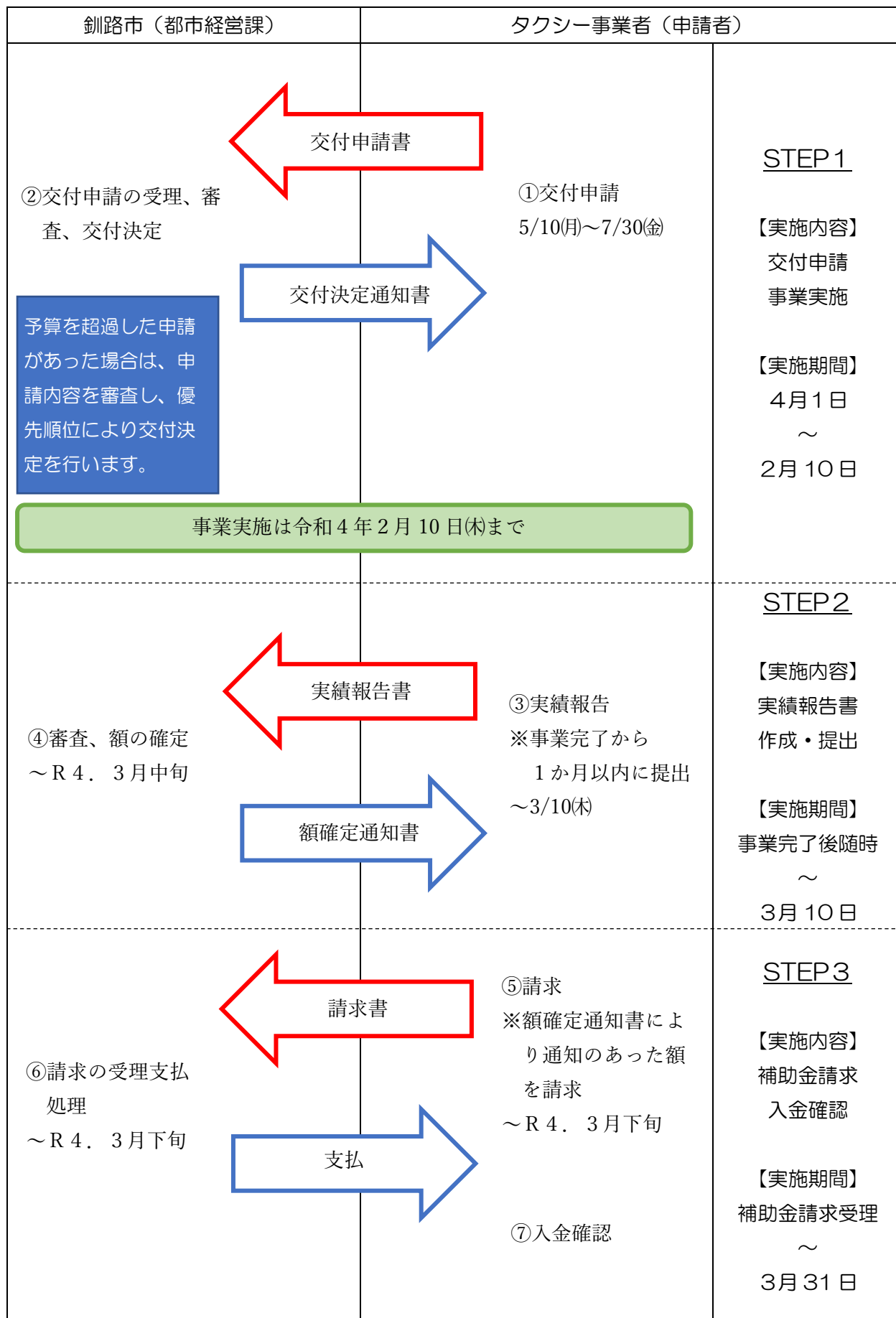
予算額の枠を超える多数の申請があった場合には、下記の審査基準に従い申請内容を審査し、優先順位により交付決定を行います。

採択優先度	高い		高度化事業
			利便増進事業
	低い		利用喚起事業

## 6 Q&A

Q 1	消毒液の購入や車内の抗菌・抗ウイルス対策に掛かる経費は補助対象となるか。
A 1	本補助金は、経営（運行）に係る高度化及び利便増進、利用喚起などに資する事業を対象としていますので、新型コロナウイルス感染防止対策に掛かる経費は補助対象外となります。
Q 2	事業を実施する際の人件費は補助対象となるか。
A 2	補助対象事業の実施に必要な人件費であっても、補助対象外となります。
Q 3	キャッシュレス機器を導入することで発生するランニングコスト（手数料等）は補助対象となるか。
A 3	キャッシュレス機器等のランニングコストは各社の負担となり、補助対象外となります。
Q 4	申請額の総額が予算額を超えた場合はどうなるのか。
A 4	予算を超過した申請があった場合は、別途設定をした審査基準に従い申請内容を審査し、優先順位により交付決定を行います。
Q 5	予算を超過した申請があった場合、法人タクシー事業者と個人タクシー事業者で、採択の優劣はあるか。
A 5	採択の優劣はありません。法人タクシー及び個人タクシー事業者から申請のあった事業を総合的に審査し、交付決定します。

7 申請から補助金交付までの流れ





提出先・問合せ先

釧路市総合政策部都市経営課（担当 池田、斉藤）

電話 0154-31-4502

ファクス 0154-22-4473

メール to-kikaku@city.kushiro.lg.jp

釧路市ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/>